

随意契約手続の不備

対象受験機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>公益財団法人 大阪産業振興機構</p>	<p>1 随意契約について、「指名競争入札によることができない」となる根拠が不十分とみられる取引がある。  <b>[取引名]</b> ベトナム商談会開催支援及びアジア販路開拓支援事業検討業務（平成 24 年度）  <b>[契約金額]</b> 3,570,000 円  <b>[取引の経緯]</b>                      当該事業は平成 22 年度から継続している。事業初年度、当該事業に係る委託先選定については、業務上の必要な要件及びそれを裏付ける業務実績を踏まえ、「指名競争入札によりがたい」ものに該当すると判断し、随意契約を行った。                      平成 23 年度及び平成 24 年度については、上記委託契約で決定した方向性に基づき事業実施するため「指名競争入札によりがたい」ものに該当すると判断し、継続して同じ業者と随意契約を行っている。</p>	<p>安易に随意契約を認めた場合、適切な競争が行われず、団体にとって不利な契約内容となる可能性がある。50万円以上の契約に関しては、「指名競争入札によることができない」となる根拠について慎重に検討し、その検討状況が明確になるような資料を具備する必要がある。</p> <p><b>【会計規程】</b>                      (契約)                      第29条 工事で1件の金額が50万円以上及び売買、賃貸、その他で1件の金額が50万円以上の契約をしようとするときは、指名競争入札によらなければならない。ただし、指名競争入札によりがたいものについては、随意契約によることができる。  <b>【物品購入取扱規則】</b>                      (購入方法)                      第3条 物品の購入方法は次の各号に定めるところによる。                      (1) 50万円以上の物品を購入するときは、指名競争入札の方法による。                      (略)                      (4) 物品の市場価格が同一又は、物品の性質などから前1、2号によることができないときは、その理由を附し随意契約により購入することができる。                      (物品以外への準用)                      第6条 第3条から第5条までの規定は、次の各号を行う時について準用する。                      (略)                      (3) 委託（建物管理及び保守委託契約業務を除く）</p>	<p>今後、随意契約の締結が必要と思われるものについては、指名競争入札によることができない根拠を第三者目線でみてより一層分かりやすく記載した説明資料を作成する。                      また、できる限り指名競争入札を導入するなど、透明性と競争性が担保されるよう適正な事務執行に努めるよう、機構内部会議において、監査結果とともに再発防止を周知・徹底した。</p>
	<p>2 随意契約の手続について明確な規定がない。                      上記同様、安易に随意契約を認めた場合、適切な競争が行われず、団体にとって不利な契約内容となる可能性がある。</p>	<p>随意契約の手続について明確に規定されていないため、比較見積の実施や「指名競争入札によることができない」場合の要件のルール整備について検討されたい。</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b>                      (見積書の徴取)                      第62条 契約担当者は、随意契約によるうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。</p>	<p>これまで大阪府財務規則及びその運用の規定を準用し契約事務を行ってきたが、今後、より契約手続きが明確になるよう、契約事務マニュアルを作成し、契約担当者に周知徹底を図ることとした。</p>